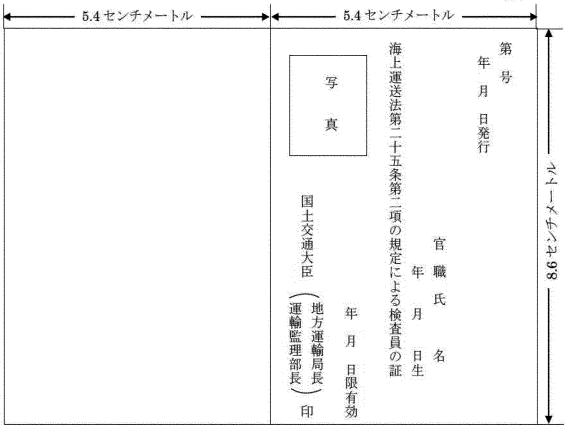
第四号様式（第二十四条関係）

（表）



（裏）

（海上運送法抜粋）

第二十五条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2　当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3　第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

二十二　第二十五条第一項（第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十二号様式（第42条の5関係）

準日本船舶重要事項報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名　　㊞

海上運送法第３９条の９第１項の規定により、同法第３９条の５第５項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。

記

1．準日本船舶の概要
【　船　舶　の　名　称　】
【国際海事機関船舶識別番号】

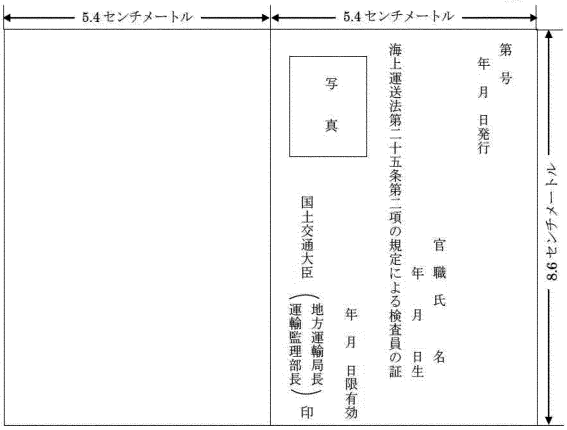
2．準日本船舶に係る重要事項の状況

3．その他留意すべき事項

（注）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

第四号様式（第二十四条関係）

（表）



（裏）

（海上運送法抜粋）

第二十五条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2　当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3　第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

二十二　第二十五条第一項（第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十二号様式（第42条の5関係）

準日本船舶重要事項報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名　　㊞

海上運送法第３９条の７第１項の規定により、同法第３９条の５第３項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。

記

1．準日本船舶の概要
【　船　舶　の　名　称　】
【国際海事機関船舶識別番号】

2．準日本船舶に係る重要事項の状況

3．その他留意すべき事項

（注）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。